

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県児童福祉法施行細則の一部

訓 令

- 障害者自立支援法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則
- 児童相談所において一時保護を加えた児童の所持物取扱規程の一部を改正する訓令

規 則

福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則、福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則及び障害者自立支援法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第八十三号

福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和六十年福島県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「、法人」を「又は法人」に改め、「第四号まで」の下に「又は第六号」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第四項第一号の改正規定(「、法人」を「又は法人」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。(一般廃棄物課)

福島県規則第八十四号

福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県児童福祉法施行細則(昭和二十七年福島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「第三十六条の三十七第一項又は第二項」を「第三十六条の四十一第一項又は第二項」に改める。

第十三条の三中「第三十六条の三十九第一項」を「第三十六条の四十三第一項」に改める。

第十三条の四中「第三十六条の三十九第二項」を「第三十六条の四十三第二項」に改める。

第十三条の五中「第三十六条の四十第一項第一号」を「第三十六条の四十四第一項第一号」に改める。

第十三条の六中「第三十六条の四十二第一項」を「第三十六条の四十六第一項」に改める。

第十五条中「第一条の三十二第二項各号」を「第一条の三十三第二項各号」に改める。

第十五条の七第一項中「第三十三条の第二第二項」を「第三十三条の二の第二第二項」に改める。

第十五条の八中「第三十三条の第二第四項」を「第三十三条の二の第二第四項」に改める。

第十五条の九中「第三十三条の第二第二項」を「第三十三条の二の第二第二項」に改める。

第十号様式の二中「第24条の14」を「第24条の13」に改める。

第十一号様式の二中「第36条の37第1項(第36条の37第2項)」を「第36条の41第1項(第36条の41第2項)」に改め、同様式備考1(4)中「第34条の15第1項各号」を「第34条の19第1項各号」に改め、同様式備考1(5)中「第1条の36第1号」を「第1条の37第1号」に改める。

第十一号様式の三中「第36条の39第1項」を「第36条の43第1項」に、「第34条の15第1号」を「第34条の19第1号」に、「第34条の15第2号から第4号」を「第34条の19第2号から第4号」に、「第1条の34」を「第1条の35」に改める。

第十一号様式の四中「第36条の39第2項」を「第36条の43第2項」に改める。

第十一号様式の五中「第36条の40第1項第1号」を「第36条の44第1項第1号」に改める。

第十二号様式中「第36条の42第1項」を「第36条の46第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十三条の二の改正規定、第十三条の三の改正規定、第十三条の四の改正規定、第十三条の五の改正規定、第十三条の六の改正規定、第十五条の改正規定、第十号様式の二の改正規定、第十一号様式の二の改正規定、第十一号様式の三の改正規定、第十一号様式の四の改正規定、第十一号様式の五の改正規定及び第十二号様式の改正規定は、公布の日から施行する。(児童家庭課)

福島県規則第八十五号

障害者自立支援法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)
第一条 福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則(平成六年福島県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の表理学療法士又は作業療法士の項第六号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

(人)にやさしいまちづくり条例施行規則の一部改正)
第二条 人にやさしいまちづくり条例施行規則(平成七年福島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の表1の項(4)中「第5条第6項」を「第5条第7項」に、「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に、「同条第15項」を「同条第16項」に、「同条第12項」を「同条第13項」に、「同条第22項」を「同条第23項」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(障がい福祉課)

訓 令

福島県訓令第三十一号

保健福祉部
児童相談所

児童相談所において一時保護を加えた児童の所持物取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

福島県知事 佐藤雄平
児童相談所において一時保護を加えた児童の所持物取扱規程の一部を改正する訓令

児童相談所において一時保護を加えた児童の所持物取扱規程(昭和三十年福島県訓令第三十九号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「生活福祉部」を「保健福祉部」に、「各児童相談所」を「児童相談所」に改める。

第二条中「第三十三条の二第二項」を「第三十三条の二の二第二項」に改める。

第三条中「第三十三条の二第二項」を「第三十三条の二の二第二項」に改める。

第四条第一項中「第三十三条の二第三項」を「第三十三条の二の二第三項」に、「または」を「又は」に改め、同条第二項中「第三十三条の二第四項」を「第三十三条の二の二第四項」に改める。

第五条第一項中「現金または」を「現金又は」に、「第三十三条の二第二項」を「第

三十三条の二の二第二項」に、「またはき損しない」を「又は毀損をしない」に改める。
第六条中「第三十三条の二第五項」を「第三十三条の二の二第五項」に、「または」を「又は」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、受訓先の改正規定、第四条第一項の改正規定(「または」を「又は」に改める部分に限る。)、第五条第一項の改正規定(「第三十三条の二第二項」を「第三十三条の二の二第二項」に改める部分を除く。)、及び第六条の改正規定(「または」を「又は」に改める部分に限る。))は、平成二十三年十二月二十八日から施行する。

(児童家庭課)